

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省保険局国民健康保険課）

項目名		国民健康保険税における流行初期医療確保措置の創設等に伴う所要の措置								
税目		所得税、消費税、酒税、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法								
要望の内容	内容	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）により、令和6年秋に健康保険証が廃止されることを踏まえ、税制上の所要の措置を講じる。								
		<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（
平年度の減収見込額	—	百万円								
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）								
（改正増減収額）	（	— 百万円）								
新設・拡充又は延長を必		(1) 政策目的 令和6年秋に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化することで、被保険者がより良い医療を受けることが可能となるようにする。								
		(2) 施策の必要性 令和6年秋に健康保険証を廃止することを踏まえ、税制上の所要の措置を講じる必要がある。								
今回の要望（租税	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること							
		政策の達成目標	令和6年秋に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化することで、被保険者がより良い医療を受けることが可能となるようにする。							

		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	マイナンバーカードと健康保険証が一体化することで、被保険者がより良い医療を受けることが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税でも同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	マイナンバーカードと健康保険証が一体化することで、被保険者がより良い医療を受けることが可能となる。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
租特透明化法に基づく適用実態調査結果		—	
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		—	

	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—